

第 5 章

空家等対策の推進体制

5-1. 庁内推進体制	34
5-2. 相談窓口	34
5-3. 連携体制の構築.....	34



5-1. 庁内推進体制

(1) 庁内推進体制

空家等に関する対策は、空家等が抱える問題に応じ関係各課が対応します。

特定空家等は、その原因が多岐に渡るため、関係各課との連携が不可欠となります。そのとりまとめは、空き家対策を所管する課とします。

(2) 流山市空家等対策協議会

「流山市空家等対策計画」の策定や実施に関する協議を行うことを目的として、空家法第7条に基づき、令和3(2021)年4月に「流山市空家等対策協議会」を設置しました。

協議会の委員については、学識経験者や法務、不動産、建築、防犯、福祉の専門家の方々を中心に構成され、本計画の策定に向け協議を行ってきました。

今後も計画の変更や特定空家等の判断、特定空家等に対する措置の方針など、空家等対策の着実な推進や施策の充実に向け協議を実施していきます。

5-2. 相談窓口

地域住民からの空家等に関する相談については、地域住民などの利便性を考慮すると一元化することが適当であることから、総合窓口を所管課に設置します。

所管課は、相談の内容に応じ関係各課や民間事業者等と連携し対応します。

5-3. 連携体制の構築

空家等の問題の要因は多岐に渡ることから、課題解決のためには、建築、不動産等の関係団体や地域との連携が不可欠です。

本市は、宅地建物取引業者及び不動産業者等と連携して、利活用可能な空き家の情報提供などを行うとともに、民間事業者や関係団体と相互に連携を図りながら相談体制を整備するなど、空家等の問題に取り組みます。